

環境委員会（２００５．４．１９）

組織改編は、地方へのスムーズな権限委任と実効性確保が前提と
小池大臣に強く求めました。

○[林久美子君](#) 民主党・新緑風会の林久美子でございます。

本日は、引き続きまして環境省設置法の一部を改正する法律案についてお伺いをさせていただきます。

さて、このたびの改正では、これまで全国十一か所にあった自然保護事務所と九か所にあった地方環境調査官事務所を統合いたしまして、環境省の地方支分部局として全国を七ブロックに分けて地方環境事務所を置くことになりました。その大きな目的としましては、廃棄物不法投棄対策、地球温暖化対策、外来生物対策など、国として軸足を地域に置いた環境施策の展開が求められている、これに対応し、地域の実情に応じた機動的できめ細かな施策を実施するためであるというふうにされております。

先ほどから質問、そして御答弁等々ありましたけれども、確認としてもう一度お伺いをいたします。

これまで全国で組織二十か所あったものが、これが七か所になるということでございます。本当にこの環境行政というのは、地域にいかにかに密着をするのか、どのように連携を図っていくのかというのが大きなキーワード、大きなかぎとなると思いますけれども、改めまして、きちっと業務の的確な実施の実効性がそれぞれの区域において担保されるのかどうか、まず冒頭、小池大臣にお伺いいたします。

○[国務大臣（小池百合子君）](#) 今回の地方環境事務所を設置するポイントでございますけれども、これまでと違いまして、法律上の組織であるということでございます。それによって責任と権限が大きくなるということございまして、地域における環境行政の推進という点では、この責任と権限をそれぞれの事務所に置くことによって、より効率的に、より機動性ある形で行われるものと、このように考えております。

この地方環境事務所を置く以上、まず、先ほども人数少ないじゃないかということでございましたけれども、所要の要員の確保、人でございますね。それから、自然公園などの必要な現場に適切に配置をするということで、場所。そしてまた、担当者の研修などの能力向上という意味では、人の質ということでございますけれども、質と量、それぞれに充実したものにしていこうということを考えております。

まずは地方支分部局としてスタートさせていただきまして、これからもその充実には力を注いでまいりたい。数の上で七つのコアポイントになりますけれども、むしろそこは本籍地みたいなもので、そして現住所についてはそれぞれまた確実に充実をさせていくという形になっておりまして、七という数字だけでかえって少なくなるんじゃないかというのは、それはまた違う話ではないかと思っておりますので、御理解いただきたい。

○**林久美子君** 是非とも、本当に機能低下とかサービスが低下のすることのないように重ねてお願いを申し上げます。

では次に、事務権限の委任について伺いをいたします。

今回の改正案では、環境大臣の権限を定める個別法につきまして、地方支分部局の長に権限を委任するための規定の整備を行うというふうにされております。先ほど来御議論ありましたけれども、今回提案されている二十二本の法律のかかわる部分で委任される事務というのは、不法投棄対策など様々あるわけでございますけれども、今回の委任によって具体的に何がどう変わるのかということ、手続的なことも含めて御答弁をお願いいたします。

○**政府参考人（西尾哲茂君）** 説明をさせていただきます。

今回の地方事務所の設置に伴いまして、地方事務所にしかるべき権限を下ろすということでございます。このため、二十二本の法律を改正いたしまして権限が委任できるようにいたしました。それによりまして、環境事務所の発足時に委任します権限の主たるものということでございますが、廃棄物処理法に基づきますその業者に対する緊急時の報告徴収や立入検査と、こういう事務がございます。それから、大気汚染防止法等公害規制法に基づく緊急時の報告徴収や立入検査という事務がございます。それから、自然公園法に基づきまして、国立公園内の特定の地域で開発の許可等が要するような場合の許可等をいたす事務。それから、野生生物などにつきましては、こういうものを捕獲していいかという許可等を行うという事務がございます。そのほか、この法律で改正するもののほか、実は既に容器包装リサイクル法などのリサイクル法につきましては、地方支分部局に権限を下ろすことができるという規定がございますので、同様の立入検査等の権限は下ろしたいと思っております。

現在、廃棄物等の事務、廃棄物の不法投棄といったような事例につきましても、本省からそういう事例があるんじゃないかというようなことになりまして、そういうところに調査に行く、情報を聴取すると

いうことを行っております。その際にも、私どもの環境対策調査官事務所のを派遣するという事はいたしておるわけですが、現実には権限がありません。したがって、本省の廃棄物・リサイクル部に併任をすとか、そういう変則的な形をもってその現場に行くというようなことも命令しております。

しかしながら、現実には、これは法律に基づく立入り権限というのは最後の言わば武器でございますから、そういうものを背景にしながらいろいろ調査をすると、こういうことではございますが、そういうものが現に持っていないわけではございます。おのずと調査等をやれということになりまして限界がございまして。

それから、自然保護等の許認可につきましても、これは終局的な権限は現在は本省にございますので、現場の事務所でそれに当たりますとも、権限的にいえば取次ぎをしているという形になります。そういう面では、きちんと責任と権限を持った仕方ではないわけではございますが、今後は権限を下ろすことによりまして、それが現場におきまして迅速で責任を持った形で実施ができると、そういう形に変わるということではございます。

○林久美子君 今いろいろと御説明ありがとうございました。

今回、こうした権限を委任の対象として選ばれたその基準というものは何なのでしょう。

○政府参考人（西尾哲茂君） 環境大臣の権限のうち、これは現場におきまして、現場に近いところにおきまして迅速に判断をして行動をしなければいけない、あるいは現場に近いところにおきまして、地方公共団体あるいは関係の団体、NPOの方々あるいは関係者、住民の方々と密接に連携してやっていくことが必要な事務ということではございます。

そういう事務といたしまして、おおむね大きく分けますと二系統のものが出てくると思っておりますが、廃棄物でございますとか公害行政につきましては、いざというときの権限といたしまして、緊急のときの立入検査でございますとか報告徴収の権限がございまして。こういう権限を背景にいたしまして、常時必要な調査をしたり、監視を行っていくというのが一つでございます。もう一つは自然関係の事務でございます。これはやはり、現場でその自然をよく見ている者という者は非常によく分かっておりますので、そこで判断できるということで自然関係の許認可等を行わせると、そういう基準で事務を委任したいと思っております。

○**林久美子君** それでは、今回それぞれの権限につきまして「委任することができる。」という表現がなされておりますが、今回の法改正ではどれだけの権限をどういう順序でいつまでに委任をされるのかという優先順位も含めてお答えいただけますでしょうか。

○**政府参考人（西尾哲茂君）** 現在、改正する法律にも環境大臣の権限いろいろございますけれども、基本的には先ほど申し上げました廃棄物、公害行政における立入検査や報告徴収というのは基幹的な権限でございます。それから、自然保護行政におきます行為の許可や鳥獣の捕獲の許可という規範的な権限がございます。こういう権限につきましては、こういう基本的な権限は十月のスタート時にできるだけ委任したいというふうに思っております。

ただ一部、例えば外来生物法に係る許可などにつきましては、そもそも今、その法律に基づきます種の指定の手続を現在進行中でございます。それに合わせていろいろな対応体制も取らなきゃいけないというようなものもございますので、そういうようなものについてはその実施、本体の実施スケジュールと合わせて、事務所でいつどのようにその事務をやっていくことができるか、精査していく必要があると思っております。そういう部分もございますので、細部については今後更に詳細に煮詰めたいというふうに思っております。

○**林久美子君** 今回の法律がいかに地域に密着をして生きたものになるのかということは、やっぱりどういう権限をいつまでにどのような形できちっと委任をするのかという部分に懸かってくると思います。具体的に、その時期的なものは考えていないというお答えもありましたけれども、どうかしっかりと、その辺の優先順位も含めてきちっと御検討いただきまして、自治体との意思疎通を図りながら体制整備を進めていただきますようお願いを申し上げます。

では次に、先ほど御答弁いただきましたけれども、不法投棄への現場への立入調査、立入検査などについて今回権限が委任をされるということでございます。こうした不法投棄の問題というのは非常に重要でございます。私の地元の滋賀県でも本当にあちらこちらにそういう問題が発生をしていると、深刻な状況となっております。さきの衆議院の環境委員会でも取り上げられましたけれども、昨年三月の岐阜の大規模不法投棄事案では不法投棄量がおよそ七十二万トン、また、昨年一年間における国内の不法投棄量は九十万トンにも及ぶと推定をされている状況でございます。正にこれは非常事態、不法投棄の問題の未然防止や解決は喫緊の重要課題となっているというふうに考え

ます。

一方で、改正廃棄物処理法が平成十五年十二月一日から施行されまして、環境大臣による緊急時の立入検査を地方環境対策調査官事務所が行うようにできるということになりました。

そこで、改正法が施行されて以降、この地方環境対策調査官事務所が法的権限に基づいて行った不法投棄事案に対する立入調査件数をお伺いいたします。

○政府参考人(南川秀樹君) これまでのところでございますけれども、正式な手続を取りましての法律二十四条の三に基づきます立入検査につきましては、本省、それから地方調査官事務所を含めまして、ございません。

ただ、環境省のそういう法的権限があることをベースに、私どもも含め、特に地方調査官事務所は活発な調査活動を現地で行っておるところでございます。実際に、不法投棄などの現地情報収集、あるいは都道府県、市町村に対する助言、調査、そのために現地調査を行っておりまして、例えば平成十六年四月から十二月の九か月間で百二十一件の調査を行ったところでございます。

○林久美子君 それでは、お伺いをしたいんですけれども、立入調査の権限があるのになぜ行使をされなかったのか。権限を機能させられなかったのか。すなわち、立入調査をしなかった理由は何かあるのか、お答えをください。

○政府参考人(南川秀樹君) 法的に正式に立入調査をするのか、あるいは実質的な調査になるのかということについては、そのケース・バイ・ケースだと考えておるところでございます。

具体的に、次に何か法的な処分をするとか、あるいは現地に立入りをしようとした、調査をしようとしたときに相手が拒むと、そういったときには正式な手続を取った、いわゆるその法律に基づくものである必要があると思っております。

ただ、それ以外につきましては、立入りして調査をしたいといったときに相手が拒まなければ、それについて、それがその法律に基づくものか、あるいは法律の権限を背景にした実質的な調査なのかについては、これまでのところ大きな問題にはなっていないと考えております。

○林久美子君 私が事前に環境省の方にお話を伺いましたところ、この法律に基づく立入検査につきましては、生活に非常に大きな影響を与えるものであるとか緊急性を要するものに関して行うんですという御

説明をいただきました。

それで、ちょっと伺いたいんですけれども、では、十五年の十二月一日以降ですね、環境省からごらんになって、生活に大きな影響を与えるもの、あるいは緊急性を要するような不法投棄事案はなかったという認識をしていらっしゃるということでしょうか。

○政府参考人（南川秀樹君） 子細に分析はしておりませんが、なかったとは言えないというふうに考えております。

○林久美子君 なかったとは言えないという御答弁でございましたけれども、すなわち、それはあったという理解でよろしいのかなというふうに思います。

具体的に今この事案が頭をよぎられたのかなと想像いたしますに、恐らく十六年三月の、先ほども少し触れましたけれども、岐阜県における産業廃棄物処理業者が処理施設に隣接する谷地に建築廃材を大量に不法投棄をした、非常に大きくマスコミにも取り上げられましたけれども、この事件などはまず最初に思い浮かべられたのではないかなというふうに推察をいたします。

この岐阜の膨大な量の不法投棄は緊急性を要する事態であったというふうに私は認識をいたすわけでございますけれども、環境省としてはこの事態についてはどのような認識をしていらっしゃいますでしょうか。

○政府参考人（南川秀樹君） 岐阜市の案件につきましては、当然ながら、量からしましても、原因者が複数の都道府県にまたがる、あるいはその影響が生活環境上極めて大きいものであるというおそれがあったというふうに考えておるところでございます。

○林久美子君 それでは、なぜこの岐阜のケースで法律に基づく立入調査を実施されなかったのでしょうか。

○政府参考人（南川秀樹君） 警察が、県警が強制捜査に入ったという情報を得て、次の日に職員を早速派遣いたしました。これは相手の企業にも連絡せずに行った、出させたくもりでございますけれども、そのときも職員は調査官事務所の職員とともに特に抵抗なく入っておりますし、また、私もその次の週末に、自分自身が現地で調査をしたいということで参りました。そのときも、国の方、環境省の方ならどうぞということで入れられたということもございました。

ただ、そのときに、マスコミの方、私行ったとき、マスコミの方も一緒におられたものですから、マスコミの方も入ろうとしたんですけれども、マスコミの方は調査権限がありませんからと、駄目ですとい

って断られたということでございます。したがって、そこには当然ながらその法的な権限があるということが背景にあったというふうに考えております。

○**林久美子君** 私がなぜこの岐阜の件を例に出したかと申し上げますと、正にその権限が有効に機能するのかというところが問題であるというふうに考えているからなんです。

今回の法改正の中で二十二本の法律が委任をされるということでございますけれども、じゃ、権限があってもきちっと使われていないと、環境行政全般にとってどういう大きな効果があるのかというところに結び付かないのではないかなというふうに考えるわけでございます。正直、こういう実例を考えますと、大丈夫かなという気持ちを持たずにはいられないということもでございます。

そこで、今回の法改正では地方環境事務所全体で二十八名の増員、そして、このうち廃棄物・リサイクル担当という方は一ブロック平均では大体六人から七人ぐらいになるのではないかなというふうに見られているということでございます。

一方、地方環境対策調査官事務所が受理をした平成十六年四月から十二月までの各種申請や届出件数を見ますと、総計で五百二十六件。そのうち百八十五件、実に三五・二%が廃棄物・リサイクル対策と一番多い実態にもございます。今回の措置により人員は全体としては確かに増えるわけなんでございますけれども、この不法投棄対策に当たる、一ブロック当たり六人から七人ということでございますが、これでこれだけ膨大な事務量あるいは深刻な事案に適切に対応することができるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○**政府参考人（南川秀樹君）** 不法投棄関係を考えますと、非常に、できるだけ職員を充実していきたいというふうに考えております。

特に、実際に現場に出向きますときは、一人で行くと危ないということもございまして、それは山道をかなり行く場合も多いものですから運転が危ないこともありますし、また、相手によっては非常に安全が保障されない相手も多いというようなこともございます。それからもう一つは、そういった身の危険以外にも、実際にその書類を調べることについても、マニフェストを含めて膨大な書類の調査が必要になるわけでございます。そういう意味で、是非とも充実を図っていく必要があると考えております。

○**林久美子君** この廃棄物という問題は特に専門性も要求されるかと思しますので、十分に職員の方の研修も積んでいただきながら、実態

に即した、的確でそしてスピーディーな対応を是非ともお願いを申し上げたいと思います。

では次に、地球温暖化対策の推進と自治体の取組についてお伺いをいたします。

京都議定書が発効いたしまして、本当に六%の目標達成というのが、現時点からでは一四%の削減が必要ということで、厳しい状況ながらも確実に達成をしていかななくてはならないという状況に日本は置かれているということが言えるかと思えます。

この議定書の六%削減の目標達成には、民間企業や地域住民の協力、あるいは国や自治体が自ら率先をして省エネや新エネルギーの利用に取り組み、自らの事業及び事業に関する温室効果ガスの削減を図る必要性もあるというふうに思えます。

そこで、小池大臣にお伺いをしたいんですけども、行政活動に伴いまして、エネルギーの使用等による温室効果ガスを排出する一事業者としまして国はどのようにこの削減に取り組んでいらっしゃるのでしょうか。

○[国務大臣（小池百合子君）](#) 政府においては、平成十四年の七月に閣議決定されております政府の実行計画というのがございまして、それに基づいて、財そしてサービスの購入、使用に当たって配慮する、まあ言ってみればグリーン購入のような形、そして、建築物を建築する際、また管理などに当たっての配慮ということで精力的に取り組んでいるところでございます。

例えば、分かりやすい例で言うならば、今度の総理公邸でございませけれども、建物古いけれども、エネルギーの観点から申し上げると、定置型の燃料電池を配するとか風力発電を入れるとか、一つ象徴的な意味でもありますけれども、それは政府としての取組を正に象徴するのではないかと思いますし、また私ども環境省につきましては、この八月ごろから環境省分のエネルギーの転換といいましょうか、そのバックアップ、バックアップじゃないですね、転換ですね、ということで、環境省としても定置型の燃料電池を入れるような、そういう算段を今取っているところでございます。

そういった形で政府自らが取り組むというのは大変重要なことでございまして、この実行計画を更に進めてまいりたいと考えております。

○[林久美子君](#) ありがとうございます。

そして、地球温暖化対策の推進に関する法律の二十一条では、平成十一年度からすべての都道府県と市町村に自らの行政活動に伴う温室

効果ガス削減のための実行計画を策定するように義務付けております。これは、国だけじゃなくて県も市町村も一緒になってやっていこうということであるかと思いますが、しかし実際はどうかと申し上げますと、この四月現在で四十七の都道府県はすべて策定をしているということですが、市町村では千六十六、すなわちおよそ三六%が削減しているにすぎないという状況でございます。

環境省は、施行直後から市町村マニュアルによる指導や実行計画に基づく事業への支援措置を講じてきたとこれまでの委員会の質疑で述べられておりますが、今まで具体的にどのような支援措置を講じてこられたのか、お伺いをいたします。

○政府参考人（小島敏郎君） 地方自治体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出の抑制のための措置、これは自身の実行計画でございます。これは、御指摘のとおり、法律上の義務でございます。全都道府県についてはそれが果たされておりますけれども、市区町村におきましては、御指摘のとおり、三千のうち約千ということになっております。これは、当初からこの国会でも御議論をいただきましたけれども、同じ市区町村でも、大きな市もあれば小さな市もある、町もあると。ここをどういうふうにして全市区町村に実行計画を作っていたかということ、それぞれの能力に応じた実行計画を作っていたかということ、こういう御議論を踏まえまして、実行計画の策定マニュアルを地方自治体向けに作成をいたしますとともに、地方財政措置あるいは実行計画に掲げられた事業についてはこれを補助するという形でそのインセンティブを与えてきたということでございます。

今般、市町村の大合併ということで、市の能力というものが大きくなるということに私どもも注目をしております。その市町村合併に伴って新たにこの実行計画を策定するという作業ももう一度されると思えますけれども、そこにおきまして、多くの市において法律の規定に従って実行計画が策定されますよう、対話あるいは支援もしていきたいというふうに思っております。

○林久美子君 それでは、関連をして総務省にお伺いいたします。

総務省は、市町村の実行計画の策定、推進について、自治体への指導をしていない、通知を出して督促をしたことはないと先日他の委員会で御答弁をいらっしゃいます。しかしながら、総務省は、国と地方公共団体との連絡網ということを任務ともしらっしゃいますし、地方交付税や地方債を所管していらっしゃる立場でもございます。これまでどのように実行計画の推進に取り組んでこられたのか、お伺

いをいたします。

○政府参考人（荒木慶司君） お答えいたします。

地方公共団体は多くの庁舎を所有しておりますほか、公用車もたくさん運用しております。また、廃棄物の処理事業でありますとか下水道事業あるいは公営バスの事業などを行っております、温室効果ガスの排出者でもあるわけでございます。このため、地方公共団体におきましては、民間事業者に範を示すためにも率先して削減目標を定めた実行計画の策定に取り組むことが必要であると考えております。

総務省としましては、地球温暖化防止対策を推進するために、地球環境保全対策としまして、まずソフトの経費としましては地方公共団体の計画策定の経費等、ハードの経費としましては低公害車の導入あるいは太陽光発電システムの整備、こういった経費に対しまして所要の地方財政措置を講じているところでございます。さらに、京都議定書が去る二月十六日に発効したところでございますが、政府が京都議定書の目標達成計画の策定作業を進めていることを受けまして、私も総務省としまして、四月十五日付けで地方公共団体あてに、地方財政措置を講じていることにも言及をしながら、実行計画の策定及び推進に取り組んでいただくように通知をしたところでございます。

○林久美子君 初めてこの通知の中に実行計画という文言を盛り込まれたというふうにも伺っております。しっかりと今後ともフォローアップをお願いしたいと思うわけですが、

それでは、これ、いろいろと総務省さんの方も事情がおりかと、あるのかなという気もいたしますけれども、それでもやっぱりこの環境という問題は、環境省そして総務省一体となって取り組んでいかななくてはならないというふうに思っております。今後どのようにフォローアップをしていかれるのか、簡潔にお願いいたします。

○政府参考人（荒木慶司君） 京都議定書の六%の削減目標の確実な達成を図りますために地方公共団体の責務は大変大きいと考えておりまして、私も総務省としまして、環境省を始め関係機関と連携を図りながら地方公共団体に周知徹底を図っていきたくと考えております。

それで、総務省としましては、毎年度、全国の都道府県の財政課長、市町村担当課長の会議を行っておりますが、これはたまたま明日にございますが、こういった会議の席などを通じまして地方団体に周知を図ってまいりたいと考えております。

○林久美子君 是非よろしくお願いいたします。まあとにかくこの環境行政を推進をしていくためには、各省庁の連携、そして地域の方の協

力、そして地方自治体の積極的な取組というのが欠かせないかと思えます。

それでは、最後に小池大臣に、この地球温暖化の達成に向けて御決意をお伺いしたいと思います。

○国務大臣（小池百合子君） 地球温暖化防止ということは官民挙げて取り組んでいかなければならない。その意味では、地方自治体ときっちりと連携をしていかなければならないと考えております。そしてまた、今回のこの事務所の設置ということによってそういった地球温暖化対策ということも各地域でも進める、その後押し役としてそういった機能をしっかりと果たせていくようにこれからはしっかりと後押しをしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○林久美子君 地球温暖化の問題というのは、正にもう今だけではなくて、子供たちの世代、孫たちの世代にも大きな影響を与える問題であると思えます。

聞くところによりますと、この実行計画の策定が市町村でなかなか進まない原因といたしましては、どうしてもこの地球温暖化という問題は大き過ぎて、国がやる仕事じゃないかというような意識もあるという声も聞かれました。ですから、どうか各省庁に幅広く、環境税の導入の問題などもございますし、幅広く協力を呼び掛けていただくのと同時に、国民一人一人、そして自治体の皆さんにもその必要性を十分に理解していただけるように粘り強い広報活動をまたお願いをいたしまして、私の質問とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

